

資料編

資料編目次

資料 1	奄美市防災会議条例	資料-1
資料 2	奄美市災害対策本部条例	資料-3
資料 3	奄美市災害対策本部規程	資料-4
資料 4	地区防災計画策定地区	資料-7
資料 5	災害の想定	資料-8
資料 6	群島内の保健・福祉施設一覧（要配慮者利用施設）	資料-28
資料 7	学校等一覧（要配慮者利用施設）	資料-41
資料 8	医療施設一覧（要配慮者利用施設）	資料-42
資料 9	土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設	資料-45
資料 10	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	資料-48

資料1 奄美市防災会議条例

平成18年3月20日

条例第199号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、奄美市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 奄美市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 奄美市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律193号）第8条第1項に規定する水防計画について調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 10人以内
 - (2) 鹿児島県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 3人以内
 - (3) 鹿児島県警察の警察官のうちから市長が任命する者 2人以内
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 20人以内
 - (5) 市の教育長
 - (6) 市の消防団長
 - (7) 大島地区消防組合消防長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 4人以内
 - (9) その他特に必要と認め、市長が任命する者 6人以内
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、市の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

資料2 奄美市災害対策本部条例

平成18年3月20日

条例第200号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、奄美市災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 各地区担当総括部長は、災害対策本部長の命を受け、各地区災害対策本部員を指揮監督する。
- 4 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、各地区担当総括部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

資料3 奄美市災害対策本部規程

平成18年3月20日

訓令第57号

(趣旨)

第1条 この規程は、奄美市災害対策本部条例（平成18年奄美市条例第200号）第5条の規定に基づき、奄美市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副本部長等)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、助役、収入役及び教育長をもって充てる。

2 各地区担当総括部長は、それぞれの地区の地域自治区長をもって充てる。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、総務部長、企画部長、市民福祉部長、産業振興部長、建設部長、教育部長及び消防長をもって充てる。

(災害対策要員)

第3条 本部に災害対策要員を置く。

2 災害対策要員は、市の職員をもって充てる。

3 災害対策要員は、上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

(本部会議)

第4条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

3 本部会議は、本部長が必要により招集する。

(対策部)

第5条 本部に対策部を置く。ただし、災害の種別等により本部長が別に指示したときは、この限りでない。

2 前項の規定によるもののほか、本部長は必要と認めるときは、臨時に対策部を置くことができる。

3 各対策部に部長及び副部長を置く。

(班)

第6条 各対策部にその事務を分掌させるため、班を置く。

2 前項に掲げるもののほか、本部長は必要と認めるときは、臨時に班を置くことができる。

3 班に班長を置き、本部長が指名する者をもって充てる。

4 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理する。

(本部会議の協議事項)

第7条 本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 災害予防及び災害応急対策の実施に関する重要な事項

(2) その他本部長が必要と認める事項

(各対策部及び各班の所掌事務)

第8条 各対策部及び各班の所掌事務は、別に定める。

(配備の指定)

第9条 本部長は、本部が設置されたとき又は本部設置後状況の変化によって配備の規模を変更する必要が生じたときは、配備の規模を指定し、又は変更する。

(配備の規模)

第10条 配備は、次の区分のとおり第1配備から第3配備までとし、対策部の配備要員の数は、別に定める。ただし、各対策部長は、特別の必要があると認めるときは、配備要員の数を適宜変更することができる。

(1) 第1配備 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生した場合又はその発生のおそれのある場合

(2) 第2配備 相当の災害が発生し、又はその発生のおそれのある場合

(3) 第3配備 全地域にわたり大きな災害が発生し、若しくはその発生のおそれのある場合又は災害発生の状況その他により全職員の配備を必要とする場合

(配備要員)

第11条 各対策部長は、災害対策要員のうちから配備の規模に応じる配備要員を、更に配備要員のうちから連絡員を、あらかじめ指定しておかなければならない。

2 配備要員は、常に所在を明らかにし、通信報道機関等の情報によって非常災害の発生を知り、本部の設置が推察される場合は、指示を待たず登庁しなければならない。

3 本部が設置されたときは、各対策部長は、連絡員をして本部連絡班と密接な連絡を確得するとともに、それぞれ所管事務を処理しなければならない。

4 各対策部長は、配備要員名簿を毎年度作成し、総務対策部長が別に定める日までに2部を総務対策部長に提出しなければならない。さらに、その後の配備要員に異動のあった場合は、その都度連絡するものとする。

5 長期間配備要員を要する場合又は配備要員に事故ある場合は、各対策部長は、部内の部員を適宜交替させ、又は補助者を配置できるよう、あらかじめ計画しておかなければならない。

(非常の招集)

第12条 総務班長は、勤務時間外及び職員の休日に当たる日に非常災害が発生し、又はそのおそれがあり本部が設置された場合は、その旨及び第10条に規定する配備の規模を各対策部長に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた各対策部長は、連絡員を通じて配備要員に対して当該通知の内容を通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた配備要員は、直ちに登庁し、所定の配備に就かなければならない。

4 各対策部においては、あらかじめ、部内の非常招集系統を確立し、訓練をしておかなければな

らない。

(災害報告)

第13条 災害が発生した場合（災害が発生するおそれのある状態を含む。）は、各対策部長は、それぞれの所管に係る災害状況を報告するとともに、鹿児島県出先機関その他応急対策実施機関に通報するものとする。ただし、緊急を要する場合は、災害報告系統図によらないことができる。

(報告の種類)

第14条 災害報告は、次の2種類に区分する。

(1) 速報 災害発生後、直ちになすべき報告及び更に災害が続けて発生し、又は災害調査の結果判明次第新しい状況を速やかになすべき報告をいう。

(2) 確定報告 災害状況が確定したときに提出する文書による報告をいう。

(災害調査班)

第15条 本部長は、必要があると認めるときは、別に定める災害調査班（以下「調査班」という。）を現地に派遣するものとする。

2 調査班に班長を置き、総務対策部長が指名する。

3 調査班長は、調査の結果、調査内容を所管するそれぞれの対策部の長及び総務対策部長に報告しなければならない。

4 総務対策部長は、前項の調査報告を取りまとめ、本部長に報告しなければならない。

(雑則)

第16条 本部を設置するに至らない場合の災害対策については、それぞれ本部設置の場合に準じて所管事務を処理しなければならない。

(その他)

第17条 その他の災害対策に必要な事項は、奄美市地域防災計画書によるものとする。

附 則

この訓令は、平成18年3月20日から施行する。

資料4 地区防災計画策定地区

自主防災組織は、地域の実情に応じて策定した地区防災計画に基づき、行動指針を定めて、平常時及び災害時に円滑な防災・減災活動できるように努める。

1 地区防災計画策定地区

地区名	策定年月日	備考
外金久地区防災計画	平成28年2月	

資料5 災害の想定

第1節 地震・津波の想定

第1 趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、鹿児島県では平成24年度から25年度にかけて地震等災害被害予測調査を実施し、平成24年度は地震等の大きさの想定を、25年度は被害の想定を見直した。

この中では、地震・津波災害による地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊を想定すると同時に、桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行った。

なお、今回、調査対象としなかった地震・津波以外の災害についても、昭和13年に400名を超える死者・行方不明者を出した、いわゆる「肝付災害」のような大規模な風水害、火山災害など、激化・大規模化した災害の発生可能性についても考慮しておく必要がある。

また、自然災害は大きな不確定要素を伴うものであることから、想定やシナリオには一定の限界があることに十分留意し、実際の災害発生時には、想定にとらわれず行動することが重要である。

第2 基本的な考え方

災害被害の想定に当たり、基本的事項として、

- ・ 科学的、客観的な手法により、最新の知見を活用して想定を行うものとする。
- ・ 想定は、鹿児島県の地域特性を踏まえ、これらに即したものとする。
- ・ 災害による直接的被害を想定するとともに、社会へ与える間接的被害なども視野に入れた幅広いものとする。

第3 想定地震等の考え方

今回想定する地震等は、県が県地域防災計画を策定する上での想定であり、本市地域防災計画においてもこの県が実施した想定を活用するものとする。

ただし、この想定は必ずしも一定期間内の高い発生確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのものを中心に、県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下とおりに想定することとした。

- ・ 地域における過去最大の地震と同規模以上の地震（基本はマグニチュード7又は8クラス）
- ・ 可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定（南西諸島海溝沿いのマグニチュード9クラスの巨大地震については、今回は想定しない。）
- ・ 本県への影響及び地震等発生可能性を考慮した想定（本県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波の想定）
- ・ 国や有識者会議から新たな知見が示された場合に再検討可能な想定
- ・ 県内全市町村の直下にマグニチュード6クラスの地震を想定

第4 想定地震等の概要

想定地震等の位置は図1，想定地震等の概要は表1のとおりである。

また，想定地震ごとの地震動の想定結果の概要は表2，奄美市における想定地震ごとの最大震度は表3、想定津波の波源ごとの最大津波は表4のとおりである。

図1 想定地震等位置図

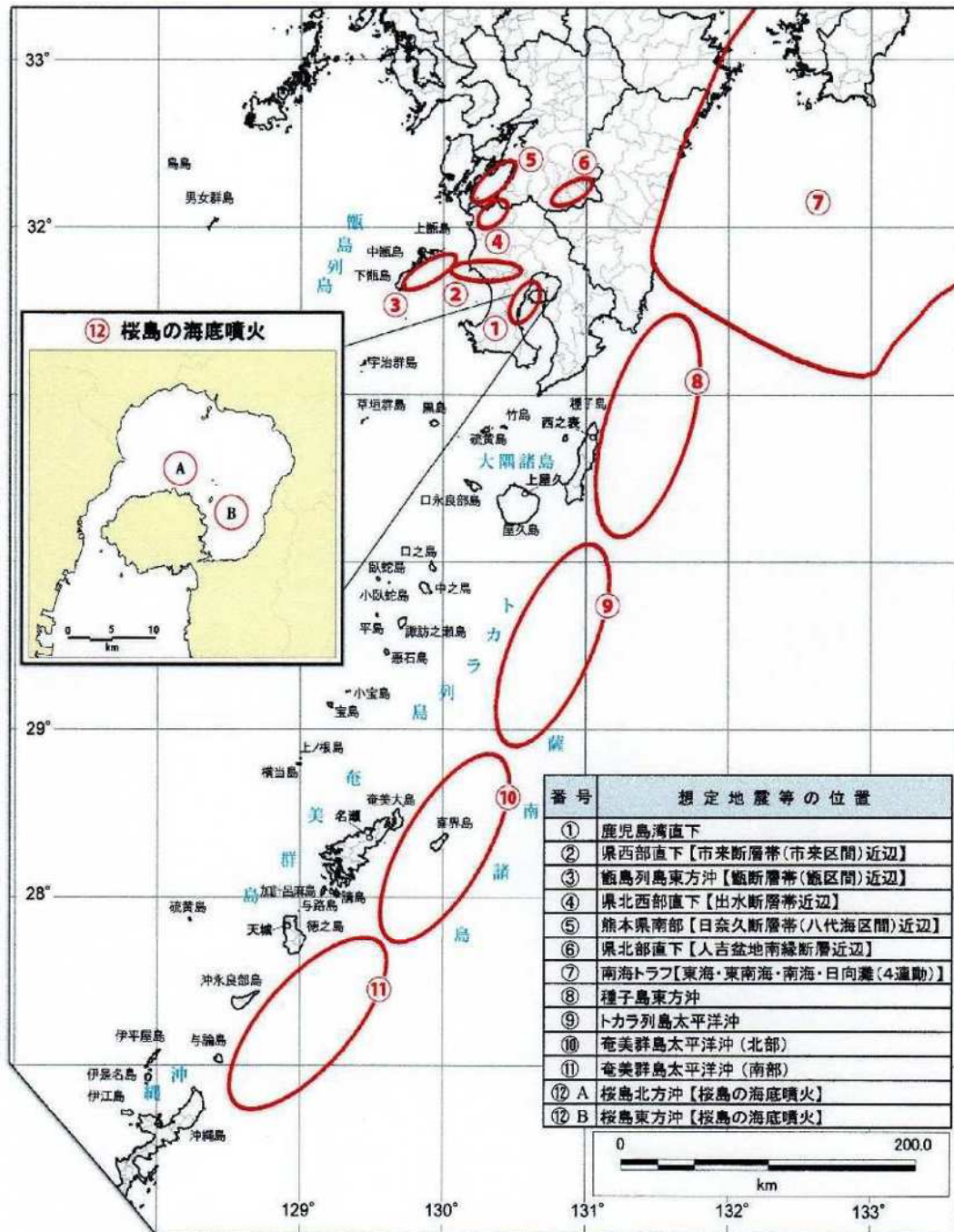


表1 想定地震等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁 マグニチュード (M_j)	モーメント マグニチュード (M_w)	震源断層上 端の深度 (km)	津波 (11波)
①	鹿児島湾直下	7.1	6.6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帯(市来区間)近辺】	7.2	6.7	1	○
③	甕島列島東方沖 【甕断層帯(甕区間)近辺】	7.5	6.9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帯近辺】	7.0	6.5	3	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帯(八代海区間) 近辺】	7.3	6.8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7.1	6.6	2	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘 (4連動)】	—	地震：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8.2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8.2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	—	8.2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖(南部)	—	8.2	10	○
⑫ A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫ B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

注 気象庁マグニチュード (M_j) とモーメントマグニチュード (M_w) について

断層による内陸の地震(番号①～⑥)は、断層の長さ(推定)から、気象庁マグニチュード (M_j) を算出している。その後、断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード (M_w) を求めている。

プレート境界の海溝型の地震(番号⑦～⑪)は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード (M_w) を求めている。

表2 想定地震ごとの地震動の想定結果の概要

想定地震	地震動の想定結果
①鹿児島湾直下の地震	鹿児島市，垂水市では，多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され，鹿児島市では，一部の地域で震度7に，垂水市では，一部の地域で震度6強に達すると想定される。 鹿屋市，日置市，南九州市，始良市においても，一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
②県西部直下の地震	いちき串木野市では，ほぼ全域で震度6弱以上の揺れが想定され，一部の地域で震度7に達すると想定される。 鹿児島市，薩摩川内市（本土），日置市においても，一部の地域で震度6強の揺れが想定される。 南さつま市，始良市においても，一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
③甕島列島東方沖の地震	薩摩川内市（甕島）では，多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され，一部の地域で震度6強に達すると想定される。 薩摩川内市（本土），いちき串木野市においても，一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
④県北西部直下の地震	出水市，阿久根市，長島町では，多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され，出水市では，一部の地域で震度7に，阿久根市，長島町では，一部の地域で震度6強に達すると想定される。 さつま町においても，一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑤熊本県南部の地震	長島町では，多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され，一部の地域で震度7に達すると想定される。 阿久根市，出水市においても，一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑥県北部直下の地震	霧島市，伊佐市，湧水町では，一部の地域で震度5強に達すると想定される。
⑦南海トラフの巨大地震	本県では，内閣府（2012）の南海トラフの巨大地震モデル検討会の4ケース（基本・東側・西側・陸側）のうち，基本及び東側ケースの震度よりも，西側及び陸側ケースの震度が大きくなる。 曾於市，志布志市では，多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され，一部の地域で震度6強に達すると想定される。 鹿児島市，鹿屋市，垂水市，霧島市，伊佐市，始良市，さつま町，湧水町，大崎町，肝付町においても，一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑧種子島東方沖の地震	種子島の3市町，曾於市，志布志市では，多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され，一部の地域で震度6強に達すると想定される。 鹿児島市，鹿屋市，指宿市，垂水市，霧島市，南九州市，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町，屋久島町においても，一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑨トカラ列島太平洋沖の地震	種子島の3市町，曾於市，志布志市では，多くの地域で震度6弱以上の揺れが想定され，一部の地域で震度6強に達すると想定される。 鹿児島市，鹿屋市，指宿市，垂水市，霧島市，南九州市，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町，屋久島町においても，一部の地域で震度6弱の揺れが想定される。
⑩奄美群島太平洋沖（北部）の地震	喜界町では，ほぼ全域で震度6強以上の揺れが想定され，一部の地域で震度7に達すると想定される。 奄美大島の5市町村の多くの地域，天城町の一部の地域では，震度6弱の揺れが想定され，奄美市では，一部の地域で震度6強に達すると想定される
⑪奄美群島太平洋沖（南部）の地震	喜界町では，ほぼ全域で震度6強以上の揺れが想定され，一部の地域で震度7に達すると想定される。 奄美大島の5市町村の多くの地域，天城町の一部の地域では，震度6弱の揺れが想定され，奄美市では，一部の地域で震度6強に達すると想定される

表3 奄美市における想定地震ごとの最大震度(1)

①鹿児島湾直下	②県西部直下	③甌島列島 東方沖	④県北西部直下	⑤熊本県南部	⑥県北部直下
1	1	2	—	—	—
⑦南海トラフ 【基本ケース】	⑦南海トラフ 【東側ケース】	⑦南海トラフ 【西側ケース】	⑦南海トラフ 【陸側ケース】	⑧種子島東方沖	⑨トカラ列島 太平洋沖
3	3	3	3	4	5弱
⑩奄美群島 太平洋沖(北部)	⑪奄美群島 太平洋沖(南部)				
6強	6弱				

表4 奄美市における想定津波の波源ごとの最大津波

①鹿児島湾直下		②県西部直下		③甌島列島 東方沖		④県北西部直下		⑤熊本県南部		⑥県北部直下	
到達 時間	津波高	到達 時間	津波高	到達 時間	津波高	到達 時間	津波高	到達 時間	津波高	到達 時間	津波高
179分	1.25m	—	—	153分	1.54m			—	—		
⑦南海トラフ Case 5		⑦南海トラフ Case11		⑧種子島東方沖		⑨トカラ列島 太平洋沖		⑩奄美群島 太平洋沖(北部)		⑪奄美群島 太平洋沖(南部)	
到達 時間	津波高	到達 時間	津波高	到達 時間	津波高	到達 時間	津波高	到達 時間	津波高	到達 時間	津波高
57分	5.60m	77分	5.88m	41分	2.49m	48分	4.53m	39分	8.42m	49分	3.83m

資料：鹿児島県地域防災計画 平成26年度

表5 奄美市における地区別最大津波高、津波浸水深及び津波到達時間

想定津波 ⑩奄美北部		堤防なし				堤防あり			
		津波高 (T.P.m)	津波浸水深 (m)	+1m到達 時間(分)	最大津波 高到達時間 (分)	津波高 (T.P.m)	津波浸水深 (m)	+1m到達 時間(分)	最大津波 高到達時間 (分)
笠利町大笠利	港	6.1	6.1	14	43	6.1	6.0	15	43
	港	5.3	5.6	17	52	5.4	5.6	17	52
笠利町和野	空港北端	3.6	3.9	17	22	3.5	3.9	17	22
	空港南端	4.0	4.3	16	23	4.0	4.3	16	23
笠利町外金久	集落近くの浜	2.5	2.8	25	34	2.5	2.8	25	83
名瀬港町	港	3.5	3.9	29	48	3.5	4.0	30	48
名瀬大字小湊	港	5.6	6.0	12	43	5.9	6.3	13	43
住用町山間	港	3.7	4.9	17	25	3.7	4.9	17	25

資料：鹿児島県

第5 想定地震等の被害想定

奄美市における各種最大被害は次のとおりである。

表6 奄美市における最大被害ケースの全壊・焼失棟数【最大風速】

想定地震	季節・時刻	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	(参考) 堤防の機能不全による増分
⑩奄美群島太平洋沖(北部)	冬18時	580	90	60	600	180	1,500	40

表7 奄美市における最大被害ケースの半壊棟数【最大風速】

想定地震	季節・時刻	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	(参考) 堤防の機能不全による増分
⑩奄美群島太平洋沖(北部)	冬18時	1,500	930	120	1,000	—	3,600	40

表8 奄美市における最大被災ケースのブロック塀等倒壊件数

想定地震	塀件数				倒壊件数			
	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計
⑩奄美群島太平洋沖(北部)	2,300	500	510	3,300	330	200	70	600

表9 奄美市における最大被災ケースの自動販売機転倒台数

想定地震	自動販売機台数	自動販売機転倒台数
⑩奄美群島太平洋沖(北部)	1,900	20

表10 奄美市における最大被災ケースの屋外落下物が生じる建物棟数

想定地震	屋外落下が想定される建物棟数	屋外落下が生じる建物棟数
⑩奄美群島太平洋沖(北部)	110	20

表 11 奄美市における最大被災ケースの死者数【最大風速、早期避難率低】

想定地震	建物倒壊	うち屋内 集客物移 動・転倒 (屋内転 倒物)、屋 内落下物	斜面崩壊	津波	火災	ブロック 塀・自動販 売機等の 転倒、屋外 落下物	合計	(参考) 堤防の機 能不全に よる増分

※⑩奄美群島太平洋沖(北部)(冬深夜)における津波による死者数: 220 人(⑩の地震による死者数の合計: 230 人)

表 12 奄美市における最大被災ケースの負傷者数【最大風速、早期避難率低】

想定地震	建物倒壊	うち屋内 集客物移 動・転倒 (屋内転 倒物)、屋 内落下物	斜面崩壊	津波	火災	ブロック 塀・自動販 売機等の 転倒、屋外 落下物	合計	(参考) 堤防の機 能不全に よる増分

(注) — : わずか

表 13 奄美市における最大被災ケースの重傷者【最大風速、早期避難率低】

想定地震	建物倒壊	うち屋内 集客物移 動・転倒 (屋内転 倒物)、屋 内落下物	斜面崩壊	津波	火災	ブロック 塀・自動販 売機等の 転倒、屋外 落下物	合計	(参考) 堤防の機 能不全に よる増分

表 14 奄美市における最大被災ケースの揺れによる建物被害に伴う要救助者(自力脱出困難者)数

最大被災ケース		揺れによる建物被害に伴う要救助者数
想定地震	季節・時刻	
⑩奄美群島太平洋沖(北部)	冬深夜	20

表 15 奄美市における最大被害ケース津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数

最大被災ケース		要救助者数	要捜索者数
想定地震	季節・時刻		
⑩奄美群島太平洋沖(北部)	冬深夜	1,300	370

表 16 南海トラフの巨大地震における奄美市の津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数

最大被災ケース		要援助者数	要捜索者数
想定地震	季節・時刻		
⑦南海トラフ	冬深夜	470	520

表 17 南海トラフの巨大地震を除く地震等における奄美市の津波被害に伴う要救助者数・要捜索者数

最大被災ケース		要援助者数	要捜索者数
想定地震	季節・時刻		
⑩奄美群島太平洋沖（北部）	冬深夜	1,300	370

資料：鹿児島県地震等災害被害予測調査 平成 26 年 2 月